

REVIEW ESSAY

宮本直美、2006

『教養の歴史社会学——ドイツ市民社会と音楽——』

岩波書店



理念と社会¹²

——歴史社会学の一つの方法として——

流王 貴義

19世紀のドイツ³は、現代へと繋がる歴史的慣行の始まりを画す事象の多く存在する社会的に興味深い対象である。本書において取り上げられるその現代的な問いとは、トリアーデを形成する副題と主題とが体現するように、市民と呼ばれる階層の出現、自律性を獲得するに至る芸術の一分野としての音楽、そしてそれらをドイツという特殊歴史的な文脈で結びつける教養という理念である。まずは、これらのテーマにおいて、本書が既存の研究に付け加える新たな視野を確認しておこう。

19世紀ドイツの市民層研究において、市民たるメルクマールとして着目されてきたのは、資産 Besitz と教養 Bildung という二つの要素であった⁴。小ドイツとして一応の国民国家形成を遂げたドイツまでも視野に入れた研究では、上記の二つの条件に加え、ギムナジウムを経て得られる大学入学資格 Abitur、さらには大学から取得する学位に注目する研究が主流である(31-2)。しかし本書は、資格を裏打ちする

内容が実務から離れた新人文主義的教養にある事実から、資格を教養と直結させるのではなく、資格とは背反する形で追及される教養の論理が帰結する社会的な営みを追求するのである。ビーレフェルト⁵での教養市民層研究の成果を受け、本書は市民層を他から区別するメルクマールとして文化 Kultur と生活態度 Lebensgefühl に着目するのである⁶。そこで具体的な素材として取り上げられるのが、音楽を巡る社会的活動である。

また、本書は19世紀が迎えたドイツの音楽学的な事象に対して、教養という理念から新たに統一的な視座を提供しようと試みるものである。音楽という芸術の自律性の成立(13)、ドイツに広まる合唱運動(第2章)、歴史的音楽のコンサート曲目への取り入れ、音楽家個人全集の成立(160)、音楽家の神話的伝記の成立(186-7)、コンサートにおける聴取実践の編成(208)、音楽の語れなさを語り続ける音楽批評の成立(第4章)。これらの要素はまさに、ク

ラシック音楽と総称される音楽分野に対して、現在もなお私たちの社会的実践を規定するものである。

上記の2点につき本書は、歴史学、音楽史学の知見を綿密に踏まえて論を構成しているが、本書の眼目は新しい史料の発掘により、それらの学問に対して新規の知見を提供する点に存するのではない。歴史学でもなく、音楽学でもなく、歴史社会学と銘打つ本書において重要なのは、教養 *Bildung* という対象に向けて取る歴史社会的な方法である。本書評においては、本書が歴史社会学に投げ掛ける方法論的な問題提起を敷衍してみたい。

教養 *Bildung* に対して本書が取る問題設定とは、それを徹底的に抽象的な理念として扱う、という立場である(3)。もちろん、*Bildung* というドイツ語には暫定的に教養という訳語を充てることにはなるが、本書はその理念が特殊19世紀ドイツ的なことを強調する(同)。まさに、19世紀ドイツとは「この理念がその社会を特徴づけるような役割を果たした時期があった」(同)と措定されるべき対象なのである。教養に対する本書の性格づけを引用するならば、教養とは「ドイツの『市民』たちが自己定義を試みつつ展開した文化活動の中で、絶えざる発展と人格形成という抽象的な意味で繰り返し用いられたもの」(5)ということになる。つまり本書が教養という対象に対して取る立場とは、「教養の理念を理念としての水準で捉え、そこに内在する論理を解明」(10)することにある。方法論上着目されるべきは、「理念を理念としての水準で捉え」という思考の設定水準に存する。あとがきにおいて著者は歴史学との差異化を試みる論点として、「歴史の論理を解明する中で逆説を見出すこと」(326)に当

座との断りを加えながらも言及している通り、この「想像を伴った飛躍」(同)を本書に可能とする方法論的な態度こそ、理念の水準に思考を設定する、との視座なのである。

もちろん理念を探求するのみでは、その研究を社会学的とは呼び難い。少し長い引用になるが、本書が理念に対して取る社会学的な立場を確認しておこう。「現実の社会は理念によってのみ動くわけではないことを承知しながら、それでも私が理念に目を向けるのは、それらに対するごく一般的な信頼が存在しているからである。それが社会に対して何らかの力を持つとすれば、それは『疑われないこと』にあり、現実には起きた様々なネガティブな結果に対しても帰責されることがないという点にこそある。疑われることのない理念は、信頼され、時には強烈な思い入れの対象となり、信仰の対象にすらなり得るとともに、何が結果しようとも帰責されることはない」(283)。理念は社会に対して何らかの力を持つ。かつ、時には抗事実的な仕方でも社会的に共有され、「疑われないこと」を理由としてそれに対する信頼が保障される。事実の水準から一応の自律性を保たれた理念の水準が社会的に保持されるからこそ、理念の水準でその論理を探求することが可能になるのである。

しかし理念の水準に独自の論理の探求を試みる本書も、理念が「社会に対して何からの力を持つ」からこそ、社会学的な研究となり得るのである。理念の水準が社会的実践と切り結ぶ関係につき、本書の視座を確認しておこう。「実体のない理念には、理念を追い求める活動が伴っており、ここにこそ教養(および市民)を実定的に、その意味で歴史社会学の方法を以って解明することのできる根拠がある」(286)。

つまり、理念には事物や行為のように実体が伴っていないとしても、社会的に「信頼が保障」されている理念は、「理念を追い求める活動」が常に伴っているのである。ここにこそ、社会学がその研究を遂行すべき実定性の水準が存するのである。

かつ、ある理念に対する信頼が社会的に保障されながらも、その理念を充填すべき実体が、常なる社会的実践により規定を試み続けられねばならないとの論理こそ、本書が理念の水準にて繰り広げる社会学的な「想像を伴った飛躍」が向ける焦点である。歴史学の分析範疇として措定された教養市民層という概念に対して本書が取る立場が示唆的である。「教養市民層なるものが実在しなかったとしても、少なくとも人々がある種の理想として描いていた虚構の——あるいは想像上の——階層意識にこそ〔ママ〕目を向けるのが、私の立場である」(31)。つまり、教養市民層という対象を事物のような実在の水準で措定するのではなく、理念により構成される意識の水準で概念化する方法にこそ、本書の方法論的な独自性が存するのである。本書における方法論に関する言明を引用するならば、「実体とは断言できない社会意識を、妥当性——ここではもっともらしさの意で述べているが——を足がかりにしながら操作概念として取り出すことが、本研究にとって重要な作業なのである」(30)。社会意識という対象は、事物と同じような実在性を持つ対象ではない。しかし、理念や社会意識も事物や行為と同じように社会を構成する重要な要素である。従って、事物と同じような実在性を持たないがゆえにそれらの対象を社会学的な探求の外に置くのは適切ではない。社会意識という捉えがたい対象も、妥当性の水準ならば操作概念として取り出すこ

とができる。理念や意識に対して向ける方法論的なアプローチの水準設定こそ、本書が歴史学でもなく、音楽史学でもなく、歴史社会学を積極的に名乗る上で、方法論上着目に値しうる重要な寄与である。

さらに、実体が必ずしも定まらない教養という理念の捉えがたさを逆手に取り、その理念が社会的実践に対して及ぼすダイナミクスを追尾する点に、本書における分析の最も華麗な点が存する。例えば貴族と農民、労働者からの残余範疇としてしか規定され得ない市民層という外延を、教養への参与により画す論理の探求において、「文化の不断の構成によって市民的であることを示す生の様式は、原理的により多くの人間が参加することを許容した」(64)との指摘が見られる通り、規定の難しさが逆説的にその外延の開放性を可能にする論理を本書は丹念に追っている。つまり、「何が教養なのか、何が市民なのかということ、ある程度明確なイメージとして捉えるために、具体的な行動様式が『市民的なもの』として提案された。(中略)それがあってこそ、人々は教養を持つ市民なるものをリアルなものと感じることができるのであり、同時に抽象的理念が頂点に常に掲げられているからこそ、普遍性・恒久性を保つことができたのである」(143)という可変性、開放性と普遍性、恒久性の二重の論理を同時に把握することが可能になっているのである。

同じ論理は、歴史的音楽の演奏される場面でも追求される。「本人が現存しない形見としてのシンボルであるからこそ、そこには理想を充てることができた。(中略)故人をシンボルにすることによって、本人という反論の特権を持ち、場合によっては裏切りもあり得る現存者を消したところに、現世の人々が到達できない教

養を身につけた理想的な市民性が具現化され、その時々理想に合わせて具体的イメージの例がその形見に付与されたのである」(186-7)。具体的な水準ではなく、理念という抽象的な水準に社会意識の同一性の根拠を置くからこそ、具体性の水準にて、その都度純化された形で理念に適合的な社会的実践を充填することが可能になるのである。

さらにこのダイナミクスは可変性に加え、凝集性の要素をも伴う。それは市民という理念が持つ社会的なダイナミクスの論理である。つまり、「十九世紀に市民理念は、身分を表す機能を実質的には放棄し、抽象的な理念として置かれることによって、他の身分記号を超越したと言ってもよい。(中略)この市民という理念は、むしろ有無を言わずに他の階層や集団を巻き込む構造を持っていた」(279)。この空虚なゆえに、あらゆるものを可能性の上では凝集し得る理念のダイナミクスこそ、本書が教養という理念の下に集う19世紀の市民、及びドイツという理念へと結晶する社会的実践の編成を描ききることを可能にした方法論なのである。

さて、方法論の吟味を終えたところで、本書が提供する知見を再び19世紀前半のドイツという文脈に置き戻して検討を加えねばならない。まず吟味されるべきは、19世紀前半のドイツ諸邦、特に本書の分析の重点が置かれているプロイセンは、絶対主義国家を形成していたという事実である。歴史にも深い造詣を持つ社会学者であるN. エリアスが述べるように、確かに「十九世紀は優れて市民の世紀であったと言われることがある。だが、それは一面的な見方にすぎない」⁷のである。本書において分析の対象となる教養市民層 *Bildungsbürger*⁸ が国民全体の中で占めた割合は、19世紀の後半に

においても人口の5パーセントに過ぎない⁹のである。かつ、ドイツにおいて貴族と市民との身分的な区分が完全に解消されるのは1945年を待ってしかないのである¹⁰。従って、社会に鮮明な刻印を劃しながらも、その割合は僅少でしかない集団で、ある時代における社会の全体を語ることは危険であろう。

それは、本書が社会的実践として着目する音楽活動にも言えることである。本書は教養市民層の音楽実践として合唱運動(第3章)や音楽批評の社会的広がり(第4章)について取り上げるが、同時にいまだ貴族が存在する絶対主義国家において、同社会の音楽実践について語るならば、貴族らのサロンにおける音楽活動¹¹、具体的には室内楽の演奏は無視し得ない営みであろう。

また領域的な広がりにおいても、本書が主題的な素材として取り上げるベルリンでの音楽実践と、同じドイツ語圏といってもウィーンのそれとを教養という理念の下において同一視するのは多少の単純化の危険が存する。理念の持つ可変性、凝集性の指摘は重要であるが、その理念の下に集う社会的実践の複層性にも眼を向ける必要がある。

以上のような市民層の歴史的な位置づけに加え、本書から得られる知見からさらに考察を加えられるべき論点は、市民社会という概念にある。ドイツを論じた著作の書評という本稿の任務を逸脱するが、19世紀フランス研究に従事し、19世紀ヨーロッパの比較研究を試みる評者の現在における見解を、萌芽的であるが示唆しておきたい。

もちろん、ドイツにおける市民層研究の出発点に、ナチズムへ至る「ドイツ特有の道」論争¹²が存在し、まさに「ドイツにおける市民

社会の未成熟、市民性の欠如、市民層の脆弱さ」(7)、こそが問題の出発点なのであるから、ドイツという文脈において市民社会の把握に困難を迎えるのは必然とも言えるであろう。例えば、19世紀における市民社会概念の転換を文献学的に探索するM.リーデルの試みにおいても、18世紀以前の *societas civilis* とは異なる語義を含む、国家とは分離した脱政治的¹³な領域たる市民社会とは、「市民たる私人からなる社会を意味し、彼ら市民たる私人は、自由と平等の原理によって人格としても所有者としても相互に独立し、——初期の市民的自由主義の理論的雛形によれば——人間による人間にたいするいかなる支配にも服さないものとされる」¹⁴との定式化を一応はされる。しかし、国家から独立した脱政治的な領域として市民社会を概念化する歴史的な文脈はドイツ語圏に特殊なものであり、リーデルも断りを入れている通り、市民社会に対応するフランス語の *«société civile»* は、依然として18世紀以前のヨーロッパの語義から転換を遂げることなく、政治社会と同じ意味を保ち続けている¹⁵¹⁶のである。

本書における市民社会概念への探索とは冒頭に述べられている通り、『『市民』あるいは『ドイツ』という名でまとめられてゆく共同性』(3)が念頭に置かれている。先に確認した通り、教養という抽象的な理念が孕む規定性と開放性、凝集へ向かうダイナミズムにより、市民層における共同性を指摘することは可能であろう。さらに抽象度を落とし、フェアアインを通じての合唱運動の展開や、音楽批評の広まりによる領邦横断的な共同性も確認することができる。しかし共同性の指摘のみでは市民社会は構成されることはない。本書が実証的に指摘する市民層の共同性が含意するのは、貴族や農民、労働者

に挟まれた第4のStand身分としての市民層の存在¹⁷のみであろう。19世紀における市民社会の様態は、19世紀に出立を迎えた社会学という学問にとっても把握すべき枢要たる対象である。しかし、市民社会の構造を把握するためには、ローマ法を受け継ぐ私法¹⁸に代表される法的な構造への目配りが不可欠であり、それを欠いては単なる層としての集積ではなく、法を媒介として構造を与えられる市民社会の把握は困難である。もちろん、対象とする社会自身が法的に市民社会として自らを構造化するのに失敗したという可能性も存する。特に本書が対象とするドイツの場合は、その微かな構造化の可能性が萎縮した事実を指摘することもできるであろう。それは市民が教養にしか自らの基盤を築き得なかった19世紀ドイツ社会の帰結でもあるのである。

注

¹ 本稿は、言語研究会にて著者である宮本直美氏をお招きしての合評会のコメントを基にしている。共にコメンテーターを務めて頂いた東京大学美学芸術学研究室助手の吉田寛氏、丁寧な返答をして頂いた宮本氏、およびに様々な指摘を頂いた参加者の皆さまに感謝を捧げる。

² 本書からの引用は括弧のなかで頁数のみを記す。

³ *«Nation»* と *«Staat»* との関係性を単純な等値に解消できなかったドイツの歴史的状況を鑑みれば慎重であらねばならない表現である。本書に則して議論を展開するならば、その論述を閉じるにあたり、ドイツという圏域において編成される社会的実践をまとめ上げる際、萌芽的な示唆に留まるが、「理念としてのドイツ」(290-6)、

すなわち、理念の水準でしか実在性を保障されない存在を、ドイツとの凝集性の核に置かざるを得ない、とする知見が導かれていることは再度強調されるべきである。ドイツという対象を統一的に把握するには、理念の水準にその実在性を求めざるを得ない、との知見が本書を全体として導くモチーフとなっている。本論文では暫定的にドイツ語——これも 19 世紀において発見された歴史的存在ではあるが——が話される圏域をドイツとして表現する。なおドイツ語圏にその領地の一部が含まれていたが、実現した統一の歴史的事実としての小ドイツへ組み入れられなかったオーストリア帝国、特にウィーンにおける音楽実践の問題は後述する。

⁴ Manfred Riedel, 1972, "Bürger, Staatsbürger, Bürgertum", in *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Ernst Klett Verlag, Stuttgart, Bd. 1, S. 715.

⁵ ドイツにおける研究動向については、森田直子, 2001, 「近代ドイツの市民層と市民社会——最近の研究動向」『史学雑誌』110(1): 100-16、を参照のこと。

⁶ Jürgen Kocka, 1988, "Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklungen und deutsche Eigenarten", in ders.(hg.) *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*. Deutscher Taschenbuch Verlag, München, Bd.1, S. 27.

⁷ Norbert Elias, (hg. von Michael Schröter), 1989, *Studien über die Deutschen. Machtkämpfe und Habituéentwicklung im 19. und 20. Jahrhundert*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, S. 217、強調は原文による。

⁸ この概念が形成されたのは 20 世紀になってからである事実にも十分に留意するべきである。Kocka (1988), S.12 を参照。

⁹ 同。

¹⁰ 同, S. 55.

¹¹ ヴェロニカ・ペーチ, 早崎えりな・西谷頼子訳, 2005, 『音楽サロン——秘められた女性文化史』音楽之友社。岡田暁生, 2005, 『西洋音楽史——「クラシック」の黄昏』中央公論新社, p. 107。マックス・フォン・ベーン, 飯塚信雄・永井義哉・村山雅人・高橋吉文・富田裕訳, 1993, 『ビーダーマイヤー時代——ドイツ十九世紀前半の文化と社会』三修社, p. 585。

¹² 邦語の研究としては、松本彰, 1981, 「ドイツ『市民社会』の理念と現実——Bürger 概念の再検討」『思想』683: 27-53、野田宣雄, 1988, 『教養市民層からナチズムへ——比較宗教会史のこころみ』名古屋大学出版会、田村栄子, 1996, 『若き教養市民層とナチズム——ドイツ青年・学生運動の社会史』名古屋大学出版会、を挙げることができる。

¹³ ここでいう脱政治的とは、人間の人間に対する支配が存在しない、という意味である。

¹⁴ Manfred Riedel, 1975, "bürgerliche Gesellschaft" in *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch- sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 2, SS. 719-20.

¹⁵ 同。

¹⁶ 村上淳一, 1979, 「ヨーロッパ近代法の諸類型——英・仏・独における「国家と社会」」平井宣雄編著『社会科学への招待 法律学』日本評論社, pp. 41-62。

¹⁷ 松本 (1981) p. 37。松本自身はフランスとの比較を視野に入れて市民社会の概念の精緻化を試みているが、私法学に着目する評者の関心

とは問題設定を異にする。

¹⁸ まさに «droit civil» 私法こそが、«société civil» 市民社会を構成するのである。参照、大村敦志，1999，『法典・教育・民法学：民法総論研究』有斐閣，pp. 3-4、水林彪，2000，「ナポレオン法典における civil と commercial」飯島紀昭，島

田和夫，広渡清吾『市民法学の課題と展望——清水誠先生古稀記念論集』日本評論社。私法と市民社会との関係を追跡するのは本書評の範囲を逸脱する課題であるため、稿を改めて論じることとしたい。

文献

- ヴェロニカ・ベーチ，早崎えりな・西谷頼子訳，2005，『音楽サロン——秘められた女性文化史』音楽之友社。
(= Beci, Veronika, 2000, *Musikalische Salons. Blütezeit einer Frauenkultur*, Artenis und Winker Verlag, Düsseldorf und Zürich.)
- マックス・フォン・ベーン，飯塚信雄・永井義哉・村山雅人・高橋吉文・富田裕訳，1993，『ビーダーマイヤー時代——ドイツ十九世紀前半の文化と社会』三修社。(= Boehn, Max von, 1911, *Biedermeier. Deutschland von 1815-1847*, Bruno Cassiere, Berlin.)
- Elias, Norbert, (hg. von Michael Schröter), 1989, *Studien über die Deutschen. Machtkämpfe und Habituéentwicklung im 19. und 20. Jahrhundert*, Suhrkamp, Frankfurt am Main.
- Kocka, Jürgen, 1988, "Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklungen und deutsche Eigenarten ", in ders, (hg.) *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*. Deutscher Taschenbuch Verlag, München, Bd.1, SS. 11-76.
- 松本彰，1981，「ドイツ『市民社会』の理念と現実——Bürger 概念の再検討」『思想』683: 27-53.
- 水林彪，2000，「ナポレオン法典における civil と commercial」飯島紀昭，島田和夫，広渡清吾『市民法学の課題と展望——清水誠先生古稀記念論集』日本評論社。
- 森田直子，2001，「近代ドイツの市民層と市民社会——最近の研究動向」『史学雑誌』110(1): 100-16.
- 村上淳一，1979，「ヨーロッパ近代法の諸類型——英・仏・独における「国家と社会」平井宣雄編著『社会科学への招待 法律学』日本評論社，pp. 41-62.
- 野田宣雄，1988，『教養市民層からナチズムへ——比較宗教社会史のこころみ』名古屋大学出版会。
- 岡田暁生，2005，『西洋音楽史——「クラシック」の黄昏』中央公論新社。
- 大村敦志，1999，『法典・教育・民法学——民法総論研究』有斐閣。
- Riedel, Manfred, 1972, "Bürger, Staatsbürger, Bürgertum ", in *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Ernst Klett Verlag, Stuttgart, Bd. 1, SS. 672-725.
- , 1975, "bürgerliche Gesellschaft" in *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 2, SS. 719-800.
- 田村栄子，1996，『若き教養市民層とナチズム——ドイツ青年・学生運動の社会史』名古屋大学出版会。

※本稿は日本学術振興会特別研究員 (DC1) の研究成果の一部である。

(りゅうおう たかよし、東京大学大学院人文社会系研究科、t_ryuo_utokyo@hotmail.com)